

《北見市森林環境保全整備事業の概要》

事業目的

森林が有する温室効果ガスの吸収や災害防止機能などの多面的機能の維持増進を図るため、森林環境譲与税を活用し、私有林における間伐等の森林施業に対する補助事業を新たに創設。既存の補助事業との公平性やバランスを確保し、また、地域課題にも対応した制度設計とすることにより、安定的な事業量の確保やさらなる事業推進を図り、併せて冬季での事業実施による林業の担い手確保に繋げることを目的とする。

事業の概要

➤ 私有林における森林経営計画に基づく間伐等の森林施業に対する助成

【補助対象事業のメニュー】

- ◆ 除伐
- ◆ 間伐
 - ・ 保育間伐
 - ・ 間伐
- ◆ 枝打ち
- ◆ 鳥獣害防止施設等整備
 - ・ 殺そ剤散布
 - ・ 侵入防止柵 など
- ◆ 森林作業道整備(除伐、保育間伐、間伐、枝打ちと一体的な実施に限定)

事業主体

➤ 森林経営計画の認定を受けた者(森林組合等)

補助率等

- 標準事業費×68%(国庫補助事業と同じ)
 - ・ 標準事業費は、事業メニューごとの標準単価から算定(国庫補助事業と同じ)
 - ・ 標準単価は北海道作成の単価を使用(国庫補助事業と同じ)
- 除間伐については、市で実施している上乗せ助成(森林整備推進対策事業)に該当する場合は、同額を加算(30年生以下:14,000円/ha 31~45年生以下:11,000円/ha)
- 冬季施行時については除雪費(400円/10m)も加算(市独自)
- 補助事業実施箇所については、国庫補助事業同様に転用・皆伐を制限。

申請等

- 国庫補助事業(公共)同様に事後申請方式とする
- 定期の申請期限を設けて補助申請を受付、検査、査定、交付決定を行う

事業展開

- 国庫補助と譲与税事業の2つの事業(財源)により、事業量を安定的に確保
 - ◆ 道&市の上乗せ補助がある植栽事業は国庫補助で実施
 - ◆ 間伐等の伐木系事業、鳥獣害対策や森林作業道整備を2つの事業で実施
 - ◆ 国庫補助が不足する場合に譲与税事業の活用や、例えば、除雪加算のある譲与税事業を冬季施行分に充てるなど、実情に応じてバランスよく実施。